

保 護 者 様

井原市立木之子小学校
校長 田原 里美
(公印省略)

学校における感染症と出席停止について

本日、お子様が下記の感染症に罹患されたとの連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで治療に専念していただくようお願いします。なお、登校するときには医師の診断を受け、「治癒証明書」を学校へ提出してください。
◎出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

種	病 名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後7日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消去するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において、その感染のおそれがないと認めるまで

※「新型コロナウイルス感染症」については、「治癒証明書」の提出は不要です。

※「インフルエンザ」については、「罹患証明書」の提出になります。（保護者が記入する）

----- キ リ ト リ セ ン -----

治 癒 証 明 書

井原市立木之子小学校 年 氏名 _____

上記の児童は、（病名）_____により治療中でありましたが、このほど治癒しましたので、月 日より登校させて差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 师 名 _____ 印